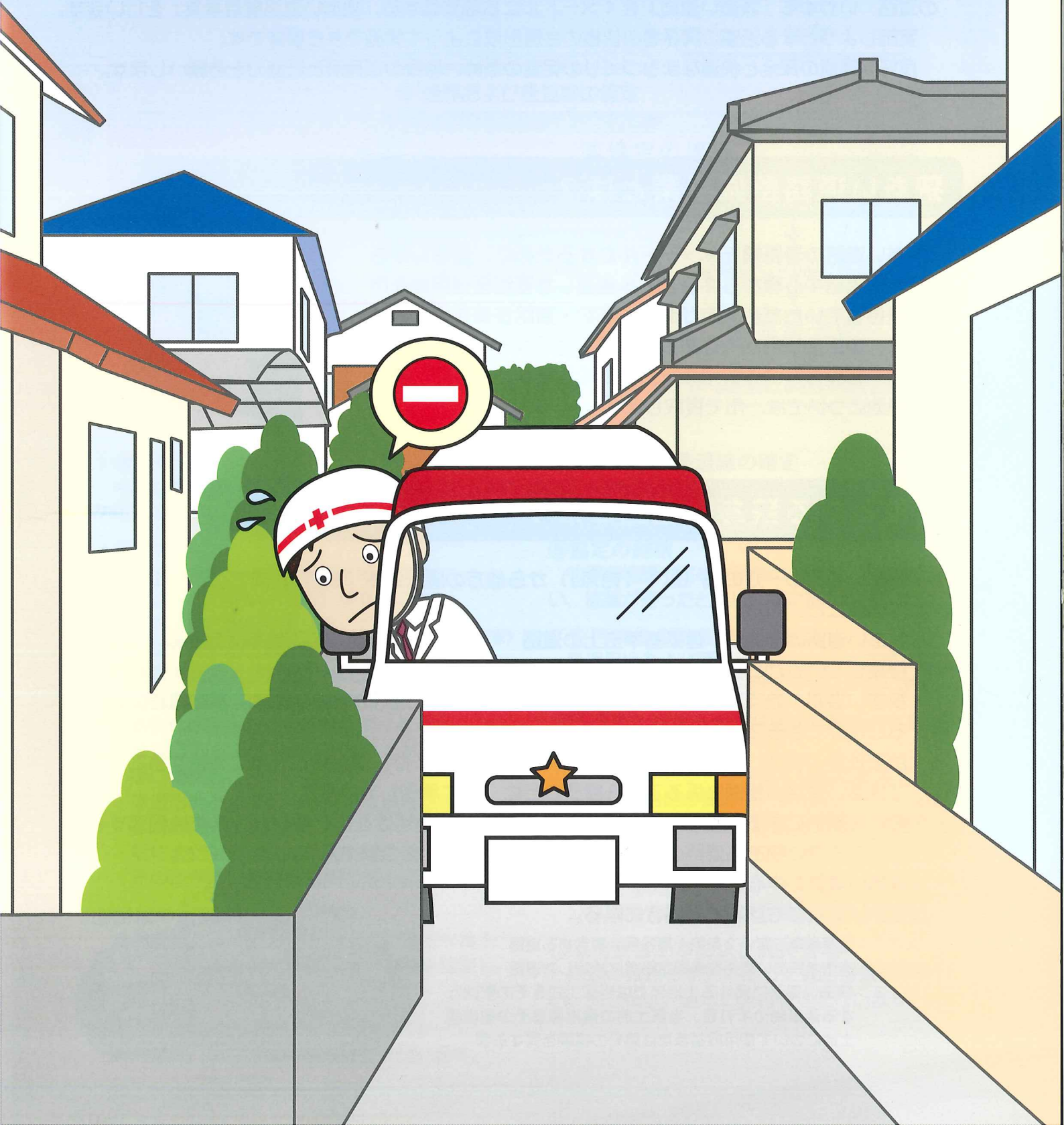


市民の皆さんと共に進める

狭あい道路整備事業





はじめに

わたしたちの身近にある道路において、道路幅が狭い道路は、日常の交通をはじめ、救助活動や緊急・災害時の避難、採光・通風などの住居環境の支障となっています。

そこで、本市では、これらの問題を改善するため、道路幅が1.2メートル以上4メートル未満の道路、いわゆる「狭あい道路」を4メートルに拡幅整備する「狭あい道路整備事業」を行います。実施しようとする沿道の関係者の皆様の合意形成によって実施できる事業です。

良好な環境の保全と快適なまちづくりの促進のため、皆様のご理解とご協力をお願いします。

狭あい道路整備事業とは？

狭あい道路の道路幅を4メートルにするために、皆さんから狭あい道路中心線から2メートル後退した道路後退用地を市へ寄付していただき、市が測量・登記・道路整備を行います。また、道路後退用地内にある門・塀・生垣などの障害物件の撤去や移設にかかる費用の一部を助成します。さらに、隅切り用地については、市で買取します。



対象となる狭あい道路とは？

- ・狭あい道路の一方の端（以下「始点」）から他方の端（以下「終点」）までが、一本で連続していること。
- ・狭あい道路の始点が、建築基準法上の道路（※注1）または狭あい道路整備認定路線（※注2）に接続していること。
- ・狭あい道路の始点から終点までを対象として、狭あい道路の整備に係る工事に同時に着手することができること。
- ・所有者等（※注3）（のど元敷地に係る所有者等を除く。）が、後退用地を市に寄付することおよび狭あい道路の整備に係る工事を行うことについて承諾していること。
- ・のど元敷地に係る所有者等が、隅切り用地および後退用地を市に寄付し、または売却すること、ならびに狭あい道路の整備に係る工事を行うことについて承諾していること。
- ・狭あい道路の中心線を確定できること。

以上、いずれにも該当する場合に限る。

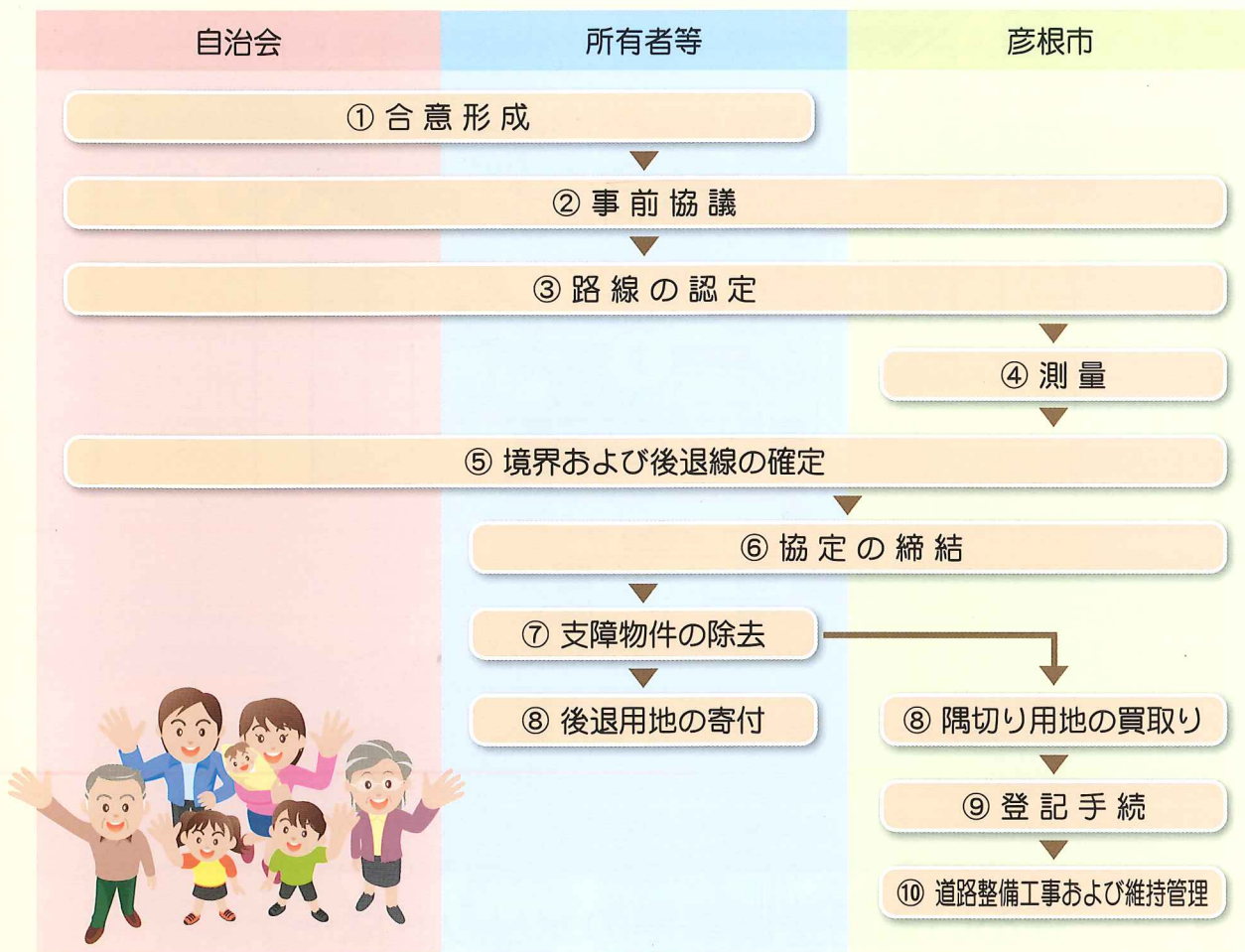
※注1：建築基準法第42条第1項各号に規定する道路

※注2：本市が狭あい道路整備認定路線に認定した道路

※注3：狭あい道路に接する土地または当該土地をその敷地とする建築物の所有者、当該土地の借地権者その他当該土地について使用収益または処分の権限を有する者



事業実施の流れは？



①合意形成

沿道の関係者の皆様全員の事業実施に対する合意形成を図っていただきます。

②事前協議

以下の事項について、協議を行います。

- ・ 後退用地の形状・面積に関すること。
- ・ 後退用地の寄付に関すること。
- ・ 隅切り用地の売買に関すること。
- ・ 後退用地および隅切り用地に存する建築物、工作物等その他狭あい道路整備に支障となる物件の除去または移設に関すること。
- ・ 後退用地および隅切り用地に存する文化財等に関すること。
- ・ 後退用地および隅切り用地の整備方法および時期に関すること。
- ・ 電柱またはその支持物の移設に関すること。
- ・ その他狭あい道路の整備に関し必要なこと。

③路線の認定

自治会長および所有者等は、市に認定申請を行い、市が適当と認める場合は、路線を認定します。

④測量

現況測量、用地測量、道路設計を行います。

⑤境界および後退線の確定

自治会長、所有者等および関係者の協力の下、境界および後退線の確定を行います。

⑥協定の締結

②事前協議で定めた事項について、再協議を行い、協議が整ったときは、協定書を締結します。

⑦支障物件の除去または移設

後退用地および隅切り用地内にある支障となる物件の除去および移設を行なっていただきます。

⑧後退用地の寄付および隅切り用地の買取り

・ 後退用地の寄付

後退用地を市に寄付していただきます。

・ 隅切り用地の買取り

隅切り用地を適当な価格をもって買取ります。

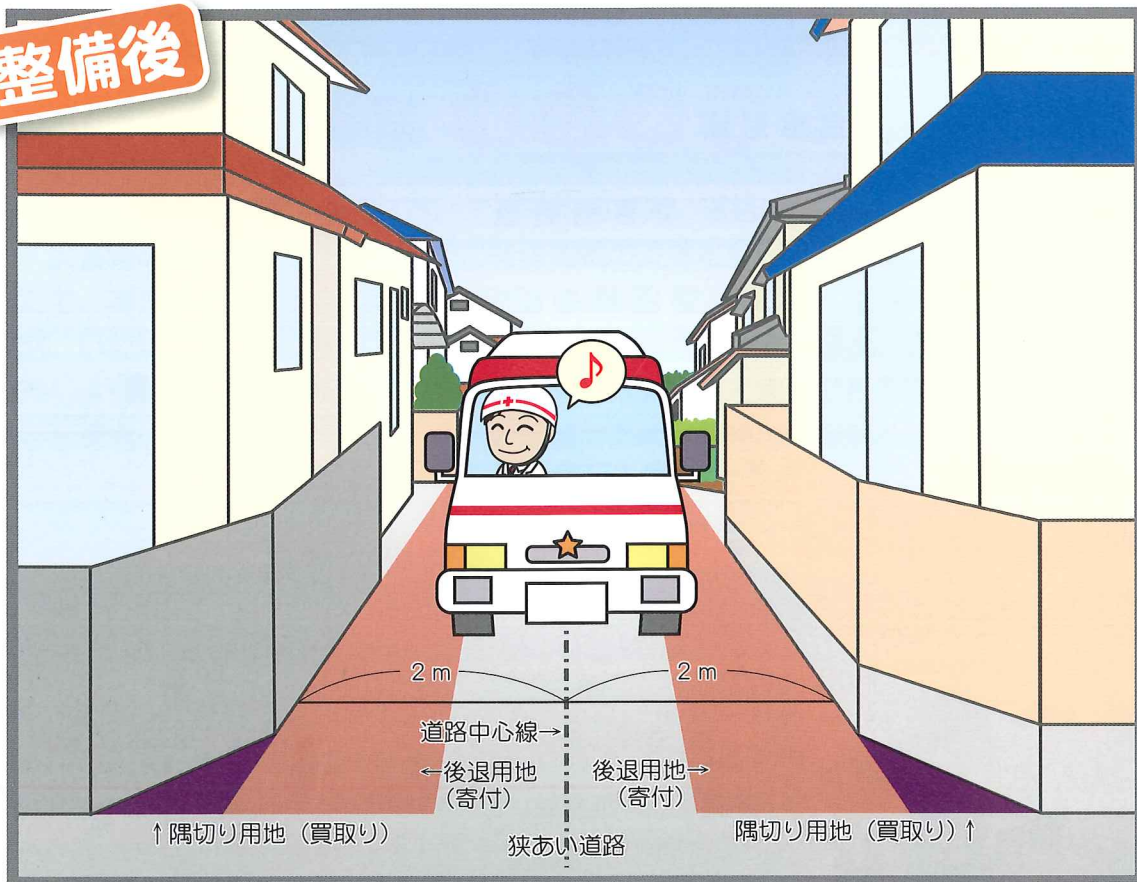
⑨登記手続

分筆や所有権移転等の手続きを行います。

⑩道路整備工事および維持管理

周辺の道路の状況に応じた道路整備工事を行い、完了後は、適切に維持管理を行います。

整備後



狭あい道路整備事業のメリットは…？

地震や火災などの緊急時には…。

- ・消防車等の緊急車両の侵入が容易になります。
- ・避難や救助活動が容易になります。
- ・火災時の延焼防止に役立ちます。

日常生活においては…。

- ・日照や通風が向上します。
- ・自家用車や福祉車両、ゴミ収集車等の通行が容易になります。

沿道の方にとって…。

- ・側溝、舗装工事に費用負担がありません。
- ・分筆登記および所有権移転登記に係る費用負担がありません。

お問い合わせ

彦根市役所 都市建設部 建築指導課

〒522-8501 滋賀県彦根市元町4番2号

TEL 0749-30-6125 / FAX 0749-24-8517

E-mail : kenchikushido@ma.city.hikone.shiga.jp